

◆◆◆被扶養者申請に必要な提出書類一覧◆◆◆

扶養認定日について ★事由発生日から1ヶ月以内に受付(健保着) → 事由発生日まで遡って認定

※事由発生日を証明する書類が必要となります(結婚・離婚は戸籍抄本の添付)。

★事由発生日から1ヶ月を超え受付(健保着) → 受付月の1日まで遡って認定

※出生申請のみ、出生日まで遡ります。

やむを得ぬ事情により必要書類が提出できない場合は「扶養申立書」の提出が必要ですので、健保へご依頼ください。 ◆印=所定の書式を準備しています。

状況		続柄	義務教育修了前の子 (出生含む)	義務教育修了の子	配偶者 (内縁含む)	その他家族(健康保険の被扶養者の範囲に 該当するか確認してください)
基礎となる提出書類			◆被扶養者異動届 *原本 ◇住民票 (3ヶ月以内に交付したもの)	◆被扶養者異動届 *原本 ◆扶養申請書*原本 ◇住民票 (3ヶ月以内に交付したもの) ◇戸籍抄本 ※結婚・離婚の場合のみ。		
学生			なし	◇学生証もしくは◇在学証明書		
別居			◇送金証明直近3ヶ月分(現金受渡不可) ※学生または会社都合による単身赴任の場合は不要 ◇別居家族の住民票 ※会社都合による単身赴任の場合は不要 ◇戸籍抄本(続柄確認)			
収入なし	申請日から過去1年以上無職		なし	◇直近の非課税証明書 ※高校生は不要		
	申請日から過去1年以内に退職 (パート、アルバイト問わず)		なし	◇退職日記載の源泉徴収票もしくは◇退職証明書 ◇離職票 1.2もしくは◇雇用保険受給資格者証(支給終了した方は支給終了@があるもの)の写し ←※雇用保険加入者のみ ※離職票の提出が遅れる場合は「扶養申立書」提出←健保組合へご依頼ください。 また、失業給付を受給申請される場合は給付制限期間を含め扶養認定できません。		
	自営業だったが廃業した		なし	◇廃業届		
収入あり	給与収入 (パート、アルバイト問わず)		なし	◇源泉徴収票もしくは◇課税(非課税)証明書 ◇直近3ヶ月分の給与明細書 ↓3ヶ月分の給与明細書が出せない場合や就業3ヶ月未満の方は ◇既に支給されている給与明細書 ◇雇用契約書もしくは◇給与支払(見込)証明書 ※雇用契約書は時給と労働時間記載のもの *就業先に給与支払(見込)証明書がない場合は、健保組合で準備している書類をお使いください。		
	年金収入(老齢、障害、遺族問わず全て)		◇直近の年金振込通知書(源泉徴収票不可) ◇直近の非課税証明書			
	自営業(フリーランス) ※基礎控除など 現金支出のない経費は控除額として計算 しません。		なし	◇直近の確定申告書第一表、収支内訳書(損益計算書)、計算明細書など税務申告している書類全て		
	不動産収入		なし	◇直近の確定申告書第一表、収支内訳書(損益計算書)、計算明細書など税務申告している書類全て		
	利子、配当		なし	◇直近の利子、配当の通知書		
	傷病手当金、労災手当金等		なし	◇受給を証明できる書類		

※ご提出いただいた書類は返却できません。 *原本と記載のある書類以外はコピーで構いません。 ※その他、状況に応じて書類を提出いただく場合があります。

□イヤル健康保険組合Tel: 092-475-0529